

S-HIGO フェローシッププログラムに関する Q&A

令和 5 年 5 月

1 申請

Q101. 現在、研究室で技術補佐員として雇用されていますが、申請できますか？

A. 申請できます。ただし、プログラム生に採用された場合は、フェローシップの支給期間を通じて研究活動に専念する義務があります。採用後も、研究活動に支障のない範囲であれば現在の雇用を継続することも可能ですが、支障があれば、雇用条件の変更（勤務時間数の削減等）が必要となることも考えられますので、申請に当たっては、研究室の先生にも事前にご相談ください。

2 研究専念支援金・研究費

Q201. 研究専念支援金は給与として支給されるのですか？

A. 「給与」ではありません。研究専念支援金は、税法上「雑所得」と扱われますので、所得税と住民税の課税の対象となります。このため、プログラム生自身で所得税の確定申告の手続きを行う必要があります。

Q202. 支援期間の途中でフェローシッププログラムを辞退した場合、それまで受給した研究専念支援金の返還が必要になりますか？

A. 返還の必要はありません。ただし、フェローシッププログラムによる支援の取消が決定された月に支給された研究専念支援金について、過払いが生じているときは、その分を返還する必要があります。

Q203. 研究費はどのように支給されますか？また、研究費は何に使えるのですか？

A. 研究費は、大学が管理することとされているため、プログラム生の指導教員の研究室に予算配当します。指導教員の監督の下、本学の会計諸規則に基づき予算執行を行っていただきます。また、研究費は、用途の指定はありませんので、学生の研究活動に資する用途に使用してください。

3 プログラム生の義務・遵守事項

Q301. プログラム生は研究活動に専念する義務があるということですが、どのようなことが求められるのでしょうか。

A. プログラム生は、採用期間中、自身の研究計画に基づき研究に専念しなければなりません。このことは、「プログラム生としての研究活動」以外の様々な活動を一律に制限するものではありませんが、プログラム生には、「プログラム生としての研究活動」を自らの主たる活動とし、その遂行に支障が生じることのないよう採用期間を通じて自らの活動全体を適切に管理することが求められます。

研究活動に専念していると判断するための数値的な基準は特に設けていませんが、例えば、フェローシッププログラムと関係のない活動のために月単位で研究室に不在となるような場合は、研究に専念しているとは認められません。

Q302. プログラム生は研究活動に専念することとされていますが、アルバイトをすることはできますか？

A. 研究活動に支障のない範囲であれば、TA やアルバイトを行うことはできます。

Q303. プログラム生に採用された後、学振の特別研究員に採用され、途中でフェローシッププログラムを辞退することになった場合、プログラム生の義務はどうなりますか？

A. プログラムを辞退した時点で、プログラム生の義務はなくなります。

4 その他

Q401. プログラム生の採用期間中に、民間の研究助成金等に応募することは可能ですか？

A. 可能です。

Q402. 現在、民間の財団から奨学金を受給しています。プログラム生に採用された場合、引き続き奨学金を受給することができますか？

A. S-HIGO フェローシップ側では、プログラム生が他の奨学金等を受給することを制限していません。現在受給している奨学金側のルールで併給が認められていない場合も考えられますので、奨学金の支給機関にお問い合わせください。